

審査受託料について

第1 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(平成30年4月1日)

審査受託料		審査受託料の額							
審査の区分	容量	1千キロットル以上	5千キロットル以上	1万キロットル以上	5万キロットル以上	10万キロットル以上	20万キロットル以上	30万キロットル以上	40万キロットル以上
		5千キロットル未満	1万キロットル未満	5万キロットル未満	10万キロットル未満	20万キロットル未満	30万キロットル未満	40万キロットル未満	40万キロットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を除く。）に係る審査	792,000 円	963,000 円	1,080,000 円	1,368,000 円	1,602,000 円	3,663,000 円	4,806,000 円	5,841,000 円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査	1,062,000 円	1,269,000 円	1,422,000 円	1,746,000 円	2,034,000 円	4,095,000 円	5,238,000 円	6,363,000 円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査	基礎及び地盤に係る審査	378,000 円	504,000 円	657,000 円	864,000 円	981,000 円	1,494,000 円	1,710,000 円	1,908,000 円
	溶接部に係る審査	477,000 円	612,000 円	927,000 円	1,269,000 円	1,602,000 円	3,087,000 円	3,771,000 円	4,320,000 円
(3) 定期保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	—	—	712,500 円	969,000 円	1,235,000 円	2,992,500 円	3,676,500 円	4,237,000 円
	溶接部に係る審査	—	—	675,000 円	918,000 円	1,170,000 円	2,835,000 円	3,483,000 円	4,014,000 円
	底部の板の厚さに係る審査	—	—	300,000 円	408,000 円	520,000 円	1,260,000 円	1,548,000 円	1,784,000 円
(4) 臨時保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	304,000 円	437,000 円	712,500 円	969,000 円	1,235,000 円	2,992,500 円	3,676,500 円	4,237,000 円
	溶接部に係る審査	288,000 円	414,000 円	675,000 円	918,000 円	1,170,000 円	2,835,000 円	3,483,000 円	4,014,000 円
	底部の板の厚さに係る審査	128,000 円	184,000 円	300,000 円	408,000 円	520,000 円	1,260,000 円	1,548,000 円	1,784,000 円

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

第2 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

審査受託料		審査受託料の額		
審査の区分	容量	40万キロットル未満	40万キロットル以上 50万キロットル未満	50万キロットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査	5,337,000 円	6,723,000 円	9,810,000 円	
(2) 完成検査前検査申請に係る審査	8,388,000 円	11,340,000 円	15,570,000 円	
(3) 定期保安検査申請に係る審査及び臨時保安検査申請に係る審査	2,421,000 円	2,907,000 円	4,347,000 円	

(備考) 1 審査受託料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

2 第1及び第2の容量の表示は、屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量をいう。

3 変更の許可申請に係る設置の審査受託料は、第1の(1)の項、第2の(1)の項及び第3の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

4 変更の許可申請に係る完成検査前検査の審査受託料は、第1の(2)の項及び第2の(2)の項の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

第3 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

審査の区分	審査受託料の額
設置の許可申請に係る審査	513,000 円

審査受託料の考え方